

# クリエイイト通信

2010年  
3月号

大阪市西区西本町 1-13-38  
西本町新興産ビル 7F  
クリエイイトオフィス 深田  
社会保険労務士 深田美代子  
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505  
<http://www.create-f.jp/>

## 【いよいよ来月から労働基準法が一部改正されます】

昨年公布された「労働基準法の一部を改正する法律」が来月から施行されます。これにと  
もない、労使協定を締結したり、就業規則を一部改訂する必要があります。自社に必要な  
手続はないか今一度確認して下さい。

労働基準法の一部改正内容	
①時間外労働 の割増賃金率 の引き上げ	・月60時間を超える時間外労働は、通常の25%にさらに25%以上を上乗せした50%以上の割増賃金の支払いが必要（深夜労働は75%以上） ・労使協定を締結すれば月60時間を超える時間外労働割増賃金の支払いに代えて、有給休暇に振替えることも可能 <b>※中小企業は3年間適用を猶予</b>
②割増賃金率 引上げなどの 努力義務	・時間外労働の限度時間を超える場合は、36協定の特別条項を締結し、一定の期間ごとに割増賃金率を盛り込むこと ・法定の割増率25%を超える割増率にするよう努めること ・そもそも延長することができる時間数を削減するよう努めること <b>※大企業、中小企業ともH22. 4月より適用</b>
③年次有給休 暇の時間単位 付与制度	・労使協定を定めれば、年に5日を限度として有給休暇を時間単位で付与できる <b>※大企業、中小企業ともH22. 4月より適用</b>

以下の基準にあてはまる中小企業で、時間外労働がそう多くない企業の場合は、今回の改正はさしあたり行う手続はありません。

中小企業でも時間外労働が多く36協定の特別条項を締結している企業の場合は、36協定の特別条項に、一定の期間ごとに割増賃金率を記載し締結、届出をする必要があります。H22.4.1以降に締結する労使協定から対象になりますので、ご注意下さい。

猶予される中小企業の定義(aかbにあてはまればOK)

	a.資本金または出資額	b.常時労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記業種以外	3億円以下	300人以下